

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年7月29日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第11号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月12日

亀岡市長 桂川孝裕

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和2年6月12日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 218,755円
- 2 損害賠償の相手方 京都府長岡京市在住 33歳女性

3 事故の概要

令和2年3月3日午後2時12分頃、亀岡市河原林町勝林島地内において、市車両が市道勝林島若宮線から府道郷ノ口余部線を西方向へ横断するため交差点に進入したところ、府道郷ノ口余部線を南方向へ走行中の相手方普通自動二輪車と接触し、双方の車両が損傷し、相手方が負傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 218,755円
- 2 損害賠償の相手方 京都府長岡京市在住 33歳女性

3 事故の概要

令和2年3月3日午後2時12分頃、亀岡市河原林町勝林島地内において、市車両が市道勝林島若宮線から府道郷ノ口余部線を西方向へ横断するため交差点に進入したところ、府道郷ノ口余部線を南方向へ走行中の相手方普通自動二輪車と接触し、双方の車両が損傷し、相手方が負傷した。